

ICOLD をめぐる動き (第15報)

松 本 徳 久*

2011年5月29日から6月3日までの間、スイス(Lucerne)で開催されたICOLD第79回年次例会で、新副総裁2名が選出された。また、ICOLDの憲章(Constitution)と規則(By-Laws)の改訂が可決された。

1. 副総裁選挙

- 第6ポスト(地域を問わない) ニュージーランドのP. Mulvihill氏の後任は、2012年に大会を開く日本から選出する。坂本忠彦ICOLD会長が韓国の推薦を受け満場一致で選出された。
- アメリカ地区(南北アメリカ) コロンビアのA. Marulanda氏の後任ポストはアルゼンチンのA. Pujol氏(チリが推薦演説)と米国のR. Charlwood氏(中国が推薦演説)の二人が立候補し、A. Pujol氏が40票対25票で選出された。

2. 憲章と規約の改訂

憲章と規約が改訂された¹⁾。改訂の趣旨は前号で述べたが²⁾、社会の変化に応じてICOLDの組織と運営を透明化し、活動を活性化させるためである。

2.1 用語の定義

- いままで Executive meeting (執行理事会) という名称の意志決定機関は、General Assembly (総会) と変更した。加盟しているすべての国内委員会が出席するのだから「総会」の方がびたりする。
- National committee member (国内委員会会員) とはそれぞれの国の国内委員会の会員あるいは団体。この資格がないと、ICOLDの役員に立候補できないなど、行動が制約される。ICOLDで活動するためには、まず国内委員会に属する必要を明記した。
- Accompanying person (同伴者) は、年次例会あるいは大会に出席するがいかなる議論にも参加しない者、登録費は割引する。
- Participant (参加者) とは、国内委員会会員あるいは他の十分な資質を持つ者で、大会、ワークショップ、シンポジウム、会議に参加する者。
- Delegate (代表者) とは、国内委員会の投票権者とともに総会に出席するが投票権を持たない者。
- Voting member (投票権者) とは、国内委員会を代表

し投票権を持つ者。以上の「同伴者」、「参加者」、「代表者」、「投票権者」は今まで定義の一貫性に欠けており、例えば、京都大会のBulletinを作るときも表記に苦勞した。今回の定義で混乱がなくなる。

- Board (役員会) とは、総裁、副総裁、及び官職上当然出席する事務局長で構成する。いままでの Treasurer (財務官) は必ず事務局長が兼ねており、不要なので削除。
- Large dam (大ダム) とは、堤高が15mを越えるか、5mから15mまでの高さで貯水量が3,000,000m³以上のダム。

2.2 ICOLDの目的の追加

- 社会的ならびに環境的に持続可能な発展を目指す。
- 世界の水資源の持続可能な発展と管理のためにダムの役割の広報。
- 他の機関との連携。
- 各国がそれぞれの事情に応じた倫理規定を持つことを了とする。
- ICOLDとしては、それぞれの国内委員会が当該国の政策に対して不干渉主義の原則を尊重する。
- 役員会は必要あるときは、倫理問題を扱う。

以上の項目はICOLDはすでに実施していたが、目的に書かれていなかったので実態に即し記載したものである。

2.3 各国内委員会の規定の追加

- 各国内委員会はICOLDの運営と構想に関し、最終的な意志決定する権限を持つ。

2.4 総会

- 総会は最終的なあらゆる課題に関する意志決定の機関である。
- 総会の4ヶ月前までに、事務局長は提案の議題を回覧する。
- 総会の議案書に記載されておらず、総会で提案のあった議題は採決できない。
- 会費を3～4年滞納している国内委員会は総会で投票できない。

上記第4項は、最近会費滞納がICOLD財政を危うくしていることへの対策である。

2.5 役員会

- 総裁と副総裁は業務執行役員であり、事務局長は職務上当然役員会に出席すべき役員会構成員である。
- 役員会は総裁を補佐する。総裁は副総裁に特命事項を

* (社)日本大ダム会議 常務理事・(財)ダム技術センター 顧問

指示できる。副総裁のうち、2名は会計担当とし、事務局長の作成する予算決算を審査承認する。役員会はすくなくとも年2回開く。事務局長は、役員会に出席する職務指定者である。

- 総裁、副総裁は国内委員会の会員でなければならない。
- 新しく選出された総裁は、90日以内に役員会を開く。
- 総裁は、事務局長と協力して、本部の効率的な運営に責任を持ち、主要な支出と契約を承認する。

以上のように、執行役員は総裁、副総裁のみとし、事務局長は職務上当然出席すべき職務の者とする規定となった。従前は事務局長が高い権限を持つような文面であったが、統治の方法が明確化された。

2.6 事務局長

- 事務局長の任命は、役員会の同意を得て、総裁が任命し、総会で承認を受ける。雇用の契約は役員会が承認し、総裁が署名する。(以前は事務局長の指名は総会で)
- 事務局長の任期は3年とする。機関、権限、職務、責任、義務等は雇用契約に明記する。
- 事務局長は、総裁に状況を説明し、役員会に定期的に報告する。
- 事務局長は、本部の効率的な運営に責任を持ち、総裁と連携して日常の業務を規則に基づき、監理する。
- 事務局長は、総裁の指導のもとに、すべての年次例会と役員会の議題を整理し、各国内委員会に通知し、議事録を作る。
- 事務局長は、年次例会と大会の実効ある運営を差配する。
- 事務局長は、出版の迅速な発行を確実なものとする。
- 事務局長は、ICOLDの収入支出を監理する。事務局長は、総裁の承認を得て、支出と契約を実行する。事務局長は、支出の内訳を簿記し、総裁の指示のあるときは、説明しなければならない。

ここでも事務局長は、役員員の監督下に業務を遂行することが明確化された。

2.7 本部

- 本部は、パリあるいはフランスの他の都市に設置する(以前はパリのみ)。本部は、総裁の定める事務規則に基づいて、日常業務を執行する。

2.8 技術委員会

- 技術委員会を新設するときは、総裁が役員会と協議の上、構成する国内委員会と委員長を総会に提案する。委員はそれぞれの国内委員会が指名し、総裁が提案した委員長については当該の国内委員会が承認するかどうかの意向を問われる。総裁は役員会と協議して、委員名簿を調整し総会に提案できる。
- 緊急な場合には総裁は総会を待たずに委員会を設置できる。このときは、その後、総会に承認を求める。
- 特別目的の Ad hoc の委員会は、総裁は役員会と相談しかつ国内委員会の同意を得て、委員長を総会の承認

の前に指名できる。

2.9 地域クラブ (新規の規定)

- 複数の国内委員会により地域クラブを形成できる。ただし、1地域に1クラブとする。
- 地域クラブは ICOLD の本体と矛盾しないよう運営する。
- 地域クラブは憲章を定め本部に情報を提供する。
- 副総裁は出身の地域クラブの役員となる。

2.10 他の国際機関との協調 (新規の規定)

- 本部、国内委員会、技術委員会、地域クラブは他の国際機関との協調連携に努める。

- 戦略的課題は総会で、技術協力案件は役員会で承認する。総裁は、これらの連携について総会で報告する。

以上の憲章 (Constitution) の改訂にともない規約 (By-Laws) も改訂された。規約改訂で一番重要なのは副総裁を選出する地域区分の変更である。

- 旧はアフリカとオセアニアで1ポストであったが、新はオセアニアはアジアと一体化し、アジアとオセアニアで1ポストに変更された。

憲章の改訂は最近10年来の大きな懸案であった。それが今年やっと実現し、前号で述べた課題の多くが解決された。すなわち、

- (1) いままでは事務局長の権限と責任が不透明であったが、事務局長は、総裁と役員会の指揮下にあることを明確化し、事務執行規定にもとづき、職務を遂行することになった。また、会計処理の責任と報告する義務が明記された。任期と雇用契約の内容も予め明文化することになった。
- (2) 手続きが明確化された。例えば、技術委員会の委員長は総裁が提案し、当該の国内委員会の承認を受け、委員は総裁が参加すべき国内委員会を決めるが、人選は国内委員会が指名することになった。また、これらは総会の承認をうける。
- (3) 緊急性あるときは、総裁は総会に諮らなく決定することができるようになった。機動的な対応が可能となる。
- (4) 地域クラブが位置付けられた。
- (5) 国際機関との協調が規定された。
- (6) 副総裁選出の地域区分でもともとオセアニア (オーストラリアとニュージーランド) をアフリカに入れたのは地理的には不自然であった。オセアニアはインドネシアのすぐ先と考えればアジアが自然である。ただし、副総裁の選出では、アジア地区において被選挙候補国が増えることになった。

参考文献

- 1) CIRCULAR LETTER No.1832, "2011 ANNUAL MEETING, Lucerne (Switzerland) FINAL AGENDA" April 11, 2011.
- 2) 松本徳久「ICOLD をめぐる動き (第14報)」大ダム No. 215, 2011年4月.